

## 活人剣（～稽古における事故防止について～） その3



新潟県剣道連盟 参与 教士七段  
 スポーツ・ドクター  
 (日本医師会・日本整形外科学会・日本スポーツ協会)  
 元新潟県アンチドーピング委員  
 荻荘 則幸

平成20年6月19日、(財)東京都剣道連盟より一通の通知文が会員に発出されました。以下抜粋です。  
 「最近、加盟団体の責任ある立場にある指導者の迎え突き等の荒稽古により、二件の傷害事故が起きております。その指導者は役職を辞任し反省しておりますが、被害者は、その後遺症で、職業上でも私生活の上でも大変ご苦労されております。(中略)この件は、被害者及びその加盟団体から、この報告を具体的事例として、今後の事故防止に役立てて欲しい。と申し出ておられます。」

この通知文ですが、具体的な説明は、なされていませんが、甚大な被害が発生し、訴訟に発展した事も考えられます。

“突き技”は剣道において一番、相手を傷つける危険性が高い技です。かなりの修練を積んでから繰り出すべき技と考えられます。現在、突き垂れの後ろに装着する“しころ”も出ていますが、“面”という防具のみでは完全には“突き”による危険性を回避できません。

全剣連発行の「剣道医学・救急ハンドブック」の中に、脳神経外科医の朝日茂樹先生が指摘している危険性は、第1に“突き”が直接、気管を損傷し、甲状軟骨(“のど仏”といわれる骨)や、その下の舌骨も損傷され気道が閉塞されうる事、第2に下顎の付近で頸動脈に衝撃が加わることにより、血管の内膜が裂けて動脈瘤を形成する危険性、そして、その内膜のコレストロールの塊(プラーク)が剥がれ、頸動脈の先の脳動脈が詰まり(脳梗塞)、手足のまひや、言語障害が起きる危険性、第3に強い衝撃により、頸動脈自体が異常な収縮(れん縮)を起こして血管が細くなることで血流が悪くなり“頸動脈の閉塞症”を起こす危険性があると述べています。

私が注目していることは、全剣連の試合・審判細則第12条の2に記載されている「被打突者の剣先が打突者の上体前面に付いて、その氣勢、姿勢が充実していると判断した場合は、打突者の打突は有効にしない」と定められている事です。私は、打突者の“上体前面”とは面の“突き垂れ”から胴の胸板までを指していると考えています。打突者が思い切って面に飛び込んできた時に、十分な修練もしていない人がこれを行うと非常に危険です。

成長期の胸骨が十分に成熟していない子供達に対して行うことは、前々回でも述べたように“心臓しんとう”を起こし、心停止を来す事もあります。

以前、私は全剣連の複数の役員(八段範士)に尋ねたことがあります。“上体前面に付ける”より先々の技、返し技、応じ技を出した方が理にかなっているのでは?と……。答えは皆様の考えている通りでした。“相手を活かす”ことでした。